

## 令和6年度 国際化支援に係る中小企業アドバイザーの公募について

独立行政法人中小企業基盤整備機構  
販路支援部海外展開支援課

中小機構では、中小企業者の海外事業展開を支援するため、海外展開に係る相談、海外展開の計画の実現に向けたハンズオン支援、セミナーによる情報提供等を行っております。今般、こうした支援の最前線で企業支援を担う「支援チーム」の維持・拡充のため、ご協力いただくアドバイザーを公募します。

### 1.事業の仕組み

中小機構では、対面、Web会議システム、メール等様々な手段によるアドバイスを通じ海外展開に取り組む中小企業者を幅広く支援しているほか、必要に応じて海外現地に同行してのアドバイス支援も行っています。特徴として、企業経営全体の中での海外展開という視点で支援し、中小企業者の自立的な成長を促すことを目標としています。

### 2.募集するアドバイザーの名称・類型について

- (1) 中小機構の各事務所を拠点として活動していただくアドバイザー
  - a) 中小企業アドバイザー（国際化・販路開拓）
- (2) スポットで中小機構から業務を依頼させていただくアドバイザー
  - a) 中小企業アドバイザー（新市場開拓）
    - ・国内における弁護士、弁理士、公認会計士、税理士資格を持つ方
    - ・海外在住の方
  - b) 中小企業アドバイザー（販路開拓実務）
    - ・上記以外の日本国内在住の方

### 3.各事業概要、アドバイザーの業務について

#### (1) 海外展開に係る相談

##### 事業概要

中小企業者の海外展開に関する相談に対し、知識、経験を活かしてアドバイスを行います。中小企業者は無料で何度でも相談できます。

海外販路開拓に関する相談が最も多く、販路開拓の体制づくり、流通・販売網の構築方法、海外向けWebサイトの構築・情報発信・プロモーション・E C、海外企業との契約や貿易の実務といった内容です。また、海外の規制や税制・会計制度、子会社設立（海外直接投資）、現地生産管理・労務管理、現地関係先との紛争処理などのほか、海外展開そのものの可否や海外展開先国の選定など初期的な相談もあり、幅広い相談に対応しています。海外展開先として世界の全ての国を対象としていますので、幅広く募集をしております。特定国がない状況での相談にも対応します。

##### アドバイザー業務

- ・（国際化・販路開拓）アドバイザーの業務

主たる業務実施場所は中小機構の本部、地域本部（沖縄事務所を含む）の各事務所等です。中

小企業者の海外展開に関する相談に対し、知識、経験を活かしてアドバイスを行います。また、他機関と連携して出張相談や展示会等イベント会場での相談ブース出展（オンライン開催含む）などを実施するほか、支援企業やアドバイザーの発掘等にもご協力いただきます。

・（新市場開拓）アドバイザーの業務

当該アドバイザーは、上記（国際化・販路開拓）のアドバイザー又は職員からの依頼に応じ、スポットで対応します。とくに専門的な内容や、海外現地での事情などについて、同席アドバイスやレポート形式の情報提供、海外現地においてアドバイス面談を行います。アドバイスは対面、Web会議システム、電話やメール等で対応します。翻訳や契約書作成などの事務の代行や営業の代行は行いません。

・（販路開拓実務）アドバイザーの業務

当該アドバイザーは、上記（国際化・販路開拓）のアドバイザー又は職員からの依頼に応じ、スポットで対応します。とくに専門的な内容などについて、同席アドバイスやレポート形式の情報提供、アドバイス面談を行います。アドバイスは対面、Web会議システム、電話やメール等で対応します。翻訳や契約書作成などの事務の代行や営業の代行は行いません。

## （2）海外展開ハンズオン支援

### 事業概要

海外販路開拓や海外直接投資を計画し、実行しようとする中小企業者に対して担当アドバイザーを設定し、数か月～約1年半の期間を定め、中小企業者の現場において計画の実現に向けたアドバイスを実施します。必要に応じて海外現地調査に同行しての支援なども行います。

### アドバイザー業務

・（国際化・販路開拓）アドバイザーの業務

支援すべき中小企業者の発掘と担当アドバイザーとしてのハンズオン支援（支援計画策定、海外事業計画策定支援、現地同行支援、事例化などを含む（支援メニューにより異なります））を行います。

・（新市場開拓）アドバイザーの業務

（国際化・販路開拓）のアドバイザー又は職員の求めに応じ、専門的なアドバイス、アポイント取得等にスポットで対応します。支援メニューによりオンライン商談時の同席支援や海外現地での同行支援にも対応していただきます。

・（販路開拓実務）アドバイザーの業務

（国際化・販路開拓）のアドバイザー又は職員の求めに応じ、専門的なアドバイスにスポットで対応します。支援メニューによりオンライン商談時の同席支援にも対応していただきます。

## （3）支援機関へのアドバイス

### 事業概要

中小企業者の海外展開を支援する施策を実施・検討している自治体や商工団体、地域金融機関等へのアドバイス等を実施します。

### アドバイザー業務

・（国際化・販路開拓）アドバイザーの業務

支援機関の求めに応じ、中小企業への支援スキーム、支援方法についてアドバイス等を実施しま

す。

・ (新市場開拓) (販路開拓実務) アドバイザーの業務

(国際化・販路開拓) のアドバイザー又は職員の求めに応じ、専門的なアドバイス等にスポットで対応します。

(4) 海外展開セミナー

事業概要

海外展開に関して中小企業者が関心を持つ内容のセミナーを企画し、またはそうした企画を持つ他機関と連携し、セミナーを開催します。

アドバイザー業務

・ (全アドバイザー共通) 依頼内容に応じ、セミナーでの講演を行います。

(5) その他の情報発信

事業概要

海外展開に関して中小企業者が関心を持つ内容の情報発信を企画し、情報提供サイト(「海外ビジネスナビ」)、新聞記事、発行物等を通じて発信します。

アドバイザー業務

・ (全アドバイザー共通) 依頼内容に応じ、情報発信の企画および執筆を行います。

4. 募集するアドバイザーおよび選考基準

(1) 中小機構の各事務所を拠点として活動していただくアドバイザー

中小企業アドバイザー (国際化・販路開拓)

以下 1) ~ 4) を満たすことを要件とします。

- 1) 海外投資に関する実務的な知識・経験・ノウハウを有し、かつアドバイスを実施するための専門能力を有する者
- 2) 国際貿易(輸出入)又は海外企業との業務提携等に関する実務的な知識・経験・ノウハウを有し、かつアドバイスを実施するための専門能力を有する者
- 3) 海外展開に係る事業計画作成能力を有する者
- 4) 中小企業の企業間連携並びに経営上の課題解決等に係る助言に必要な豊富な知識又は経験を有する者

また、以下 5) を満たす方を高く評価します。

- 5) 海外事業や販路開拓に関する講演又は執筆能力を有する者

※業務の依頼日数は、出張業務を含め月5日~15日程度で相談ニーズや担当案件などにより決定します。

(2) スポットで業務を依頼させていただくアドバイザー

a) 中小企業アドバイザー (新市場開拓)

以下 1) を満たすことを要件とします。

- 1) 日本国内の**弁護士、弁理士、公認会計士、税理士の資格を有する者**もしくは海外在住者  
また、2)~5) を満たす方を高く評価します。
- 2) 海外投資に関する実務的な知識・経験・ノウハウを有し、かつアドバイスを実施するための専門能力を有する者
- 3) 国際貿易(輸出入)又は海外企業との業務提携等に関する実務的な知識・経験・ノウハウを有し、かつアドバイスを実施するための専門能力を有する者

- 4) 海外展開に係る事業計画作成能力を有する者
- 5) 海外事業や販路開拓に関する講演又は執筆能力を有する者

b) 中小企業アドバイザー（販路開拓実務）

- 1) 海外投資に関する実務的な知識・経験・ノウハウを有し、かつアドバイスを実施するための専門能力を有する者
  - 2) 国際貿易（輸出入）又は海外企業との業務提携等に関する実務的な知識・経験・ノウハウを有し、かつアドバイスを実施するための専門能力を有する者
  - 3) 海外展開に係る事業計画作成能力を有する者
- また、4) を満たす方を高く評価します。
- 4) 海外事業や販路開拓に関する講演又は執筆能力を有する者

※**Microsoft Excel Word PowerPoint、Web会議ツール等、OA機器の基本操作が問題なくできることを必須要件とします。**

※募集するアドバイザーは個人が対象です。法人としての募集はしていません。

※令和6年4月1日の登録時点において70歳未満の方を募集対象とします。

## 5.募集人数

- (1) 中小企業アドバイザー（国際化・販路開拓）  
中小機構の各事務所で若干名
- (2) 中小企業アドバイザー（新市場開拓）  
数十名
- (3) 中小企業アドバイザー（販路開拓実務）  
若干名

## 6.登録期間

- (1) 当該事業年度末までの1事業年度  
(本公募については令和6年4月1日付での登録を予定しております。)
- (2) 実績等を評価したうえで、必要に応じて1事業年度単位で更新登録あり

## 7.契約方式

業務委託契約（登録方式）

※雇用契約ではありません

## 8.アドバイザーの区分・委託料

依頼内容により、業務委託料（報酬や謝金の単価）が異なります。

- (1) 中小企業アドバイザー（国際化・販路開拓）  
(月5～15日相当の業務量を想定しています。)  
○アドバイス業務の場合：¥40,000/1日相当業務
- (2) スポット的に、中小機構から業務依頼を受けるアドバイザー
  - a) 中小企業アドバイザー（新市場開拓）

- 国内における**弁護士、弁理士、公認会計士、税理士の資格を有する者**及び**海外在住者**

○アドバイス業務の場合：¥25,000/半日相当業務

b) 中小企業アドバイザー（販路開拓実務）

a) 以外の**国内在住**の者)

○アドバイス業務の場合：¥15,000/半日相当業務

(3) (全アドバイザー共通) その他の依頼業務

1) 海外展開セミナー、講演会講師：¥20,000/1時間

2) レポート等による情報提供：¥2,500/400文字[最大¥10,000まで]

3) 海外現地企業等へのアポイントメント取得：¥8,000/1件

## 9.旅費交通費の支給

- (1) 業務謝金には、圏内での活動の交通費が含まれるものとしています。ただし、業務実施先がご自宅（またはご自身の事務所）から片道50kmを超える場所となる場合には、出張旅費を支給することがあります。
- (2) 旅費についてはアドバイザーによる事前立替を基本とし、精算時には必要に応じて領収書等証憑類を提出いただきます。
- (3) 旅費支給額については、全て中小機構の規程により算定されます（実費精算ではないため、実際に利用した経路・交通機関と異なる場合があります）。

## 10.謝金及び旅費のお支払先について

業務報告書等で実施内容を確認し、所定の源泉徴収額を控除した後にアドバイザー本人名義の個人口座へ振り込みます。

## 11.応募方法および締切

**令和6年1月15日（月）17時（必着）**までに、Eメールにてsaiyo-kokusai@smrj.go.jp（公募受付アドレス）あてに、指定様式（応募票および履歴書（**手書き不可**））ファイルを添付のうえご送信ください。

※Eメール件名には、「中小企業アドバイザー公募の件 / (氏名)」とご入力下さい。

（件名例）「中小企業アドバイザー公募の件 / 中小 太郎」

※応募の受付はEメールのみです。

## 12.公募スケジュール

- (1) 公募期間 令和5年11月27日（月）～ 令和6年1月15日（月）17時
- (2) 書類審査・面接審査 令和5年11月27日（月）～ 令和6年2月上旬
- (3) 審査結果 令和6年3月下旬までにEメールにて通知（4月1日付で登録予定）

## 13.選考方法及び結果の通知

- (1) 提出していただいた書類による審査を行います。書類審査に通過した場合、必要に応じて面接審査を行います。面接審査は原則Web会議システムにて行います。
- (2) 登録を依頼する方には併せて手続きに必要な書類を送付いたします。
- (3) 選考過程、合否の理由については一切お答えいたしません。
- (4) 応募に際してご提出いただいた書類一式に関しては、結果に関わらず返却いたしませんのでご了承ください

い。

(5) ご提出いただいた履歴書等の個人情報、中小機構で行う業務以外には利用いたしません。

(6) 選考結果につきましては合否に関わらず3月下旬までにEメールにて通知します。

#### 14. 注意事項及び登録後の禁止行為

(1) アドバイスにあたっては、公正、中立的な立場から行っていただきます。

(2) 登録後以下の行為を禁止します。

1) 履歴、保有資格等を詐称すること

2) 中小機構の禁止又は注意の指示に従わないこと

3) 中小機構の名誉をき損し、信用を傷つけ又は利益を害すること

4) 中小機構が委託した業務に関連して知り得た中小機構又はその他の者の秘密を漏らし、又は盗用すること（自身の行うコンサルティング事業等への誘導を含む）

5) アドバイザーの身分において、中小機構以外の者から不当に金銭を収受すること

6) 中小機構の名称、略称若しくは呼称、中小機構の事業の名称等又はアドバイザーの名称等をみだりに使用すること（自身の行う事業での中小機構アドバイザー名刺の配布、ホームページへの中小機構アドバイザー名称記載等の行為）

7) 虚偽の報告をすること

8) その他中小機構の業務執行に支障があると判断される行為を行うこと

(3) 中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（規程22第37号）第2条に規定する反社会的勢力に該当するものではないことを遵守していただきます。

#### 15. 留意事項

事業名称、業務内容及び契約内容等は一部変更となる可能性があります。

#### 16. 中小機構の各事務所

主な業務実施場所となります。

北海道	北海道本部 企業支援部 支援推進課	電話：011-210-7472
	北海道札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル6階	
東北	東北本部 企業支援部 支援推進課	電話：022-399-9031
	宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル6階	
関東 (本部)	本部 販路支援部 海外展開支援課	電話：03-5470-1522
	東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル	
中部	中部本部 企業支援部 支援推進課	電話：052-201-3068
	愛知県名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4階	
北陸	北陸本部 企業支援部 企業支援課	電話：076-223-5546
	石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階	
近畿	近畿本部 企業支援部 企業支援課	電話：06-6264-8624
	大阪府大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング27階	
中国	中国本部 企業支援部 支援推進課	電話：082-502-6311
	広島県広島市中区八丁堀5番7号 広島KSビル3階	
四国	四国本部 企業支援部 支援推進課	電話：087-823-3220
	香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワータワー棟7階	
九州	九州本部 企業支援部 支援推進課	電話：092-263-1535
	福岡県福岡市博多区綱場町2-1 博多FDビジネスセンター3階	
沖縄	沖縄事務所	電話：098-859-7566
	沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター313-1	

以上